

# 平成30年 第2回6月定例会常任委員会資料

○6月定例会議員意見集約の目的と集約結果

○議案に対する簡易な事前質問と回答

○その他議案に関する補足資料

## 6月定例会議員意見集約の目的と集約結果

喬木村議会は、6月定例会より新たな取り組みを行います。委員会へ付託された案件に対する現在の状況を【賛成】【反対】【その他】から立場を選択し、次に【議員名】と【理由及びコメント】を予め提出したものを一覧表にしました。集約した意見は、委員会開催前に情報共有し、議員は委員会「再考」して考えをまとめます。最終的に本会議で採決することから、所属しない委員であっても予め考えをまとめ情報共有を図ります。最終的に本会議において委員長報告後に採決するまでの審議の過程の「見える化」を図ることがこの取り組みの目的です。

手順は以下のとおりです。

- ① 議案について意見を集約します。
- ② 付託常任委員会では共有情報を基に審議・討論・採決します。
- ③ 意見集約した結果は、傍聴者・職員に資料配付し、各々の議員がどのように考えて審議に臨んでいるかの「見える化」することで「わかりやすい議会」にします。
- ④ 委員長・委員は効率的な進行ができ、議員討論についても趣旨を要約して賛否を論ずることができる。傍聴者にもわかりやすい議会にします。
- ⑤ 審議を付託された常任委員会の委員長は審議に影響を与えない範囲で意見を述べることができます。

事前の意見集約の結果は別紙のとおりです。議員は、審議の過程で「再考」し、可否の判断をします。

## 1. 予算決算常任委員会付託審査（6月11日開催）

**議案第31号** 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

### 【賛成】

#### 【福澤真理子議員】

- ・医療費が下がり、国保税を下げられることは村民の負担軽減になる
- ・更に健康度が増すよう行政・村民の共同が大切

#### 【後藤章人議員】

- ・賛成ではあるが、過去において基金があるうちという理由で、税率を上げることなく、基金を使い果たしたという例を思い出します。今回の引き下げの理由は、過去の過ちの場合とは明らかに違いますが、もう少し詳しく、税率を下げるに至った経緯を聞きたい。

#### 【佐藤文彦議員】

- ・賦課方式を4方式から、県の標準保健税率3方式へ移行するにあたり、資産割を廃止にした為。

#### 【小池豊議員】

- ・資産割をなくすのは、妥当と思われます。

#### 【束原靖雄議員】

- ・医療費の高騰により止む得ないと思い賛成します

#### 【後藤澄壽議員】

- ・「資産割」をなくし、より公正な保険税条例になっているので。妥当な改正であるから。

#### 【下平貢議員】

- ・被保険者の課税額の算出方式の変更に伴う改正と理解している。国保運営協議会において慎重審議されたことと推察する。3%の引き下げに繋がられたことは、健康作りに対する住民意識の一定の位置づけが大きく関与していると思う。今後も啓蒙活動が大切と考える。

### 【反対】 なし

## 【その他】

### 【屋神二三男議員】

- ・資産割額を削除することにより増額となる結果が十分理解できていないため

### 【櫻井登議員】

- ・第4条、第7条、第9条は、「削除」とあるが、一部を改正する条例【概要】の表中にはそれぞれ改正前・改正後の数値が記載されている。が、「削除」であるならば「削除」として明記するか、或いは数字を不記載するか。いずれにしても「削除」を表明すべきだと考えるが、そうではないのは何故か？  
上記を納得する前の現時点では「その他」とし、表決の時点に表明する。

### 【木下温司議員】

- ・喬木村国民健康保険運営協議会委員であり、予算決算常任委員長の立場から賛否についてのコメントは差し控える。

### 【中森高茂議員】

- ・国保運営審議会委員長として決を取り委員会にて全員同意となり村へ答申した。詳細については予算決算委員会での説明を聴き判断いただきたいが、現時点で私が賛否を述べる立場でないためその他とした。

### 【下岡幸文議員】

- ・4方式から3方式への完全移行が終了する。保険税は平均で約3%の引き下げたが、恩恵が多い人は資産割税率が多かった被保険者。全体的に引き下げを感じる被保険者は少ないのではないか。将来を見通す中で、減額幅を抑えて基金造成をもう少し増やすことを考慮しても良いのではないか。

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

### 【下平貢議員】→保健福祉課長

- ・自治体ごと歴史的背景や条件の違う中で、徴収額に差が生じていると思われるが、今回の改正に伴う、他市町村の状況と、喬木村の特徴について質問する。

### 【回答】

制度改正により、市町村は県へ納付金を納めることになりました。納付金額は、各市町村の医療費水準や所得水準を加味し、県が決定します。そのため、各市町村は、県が示した納付金が賄えるよう保険税率を設定し徴収することになります。一般的には、今までの税率では納付金が賄えない市町村は、税率を引上げることになり、今までの税率で賄える市町村は引下げることになると思われます。しかしな

がら、最終的には、一般会計からの繰入や基金の活用などその他の状況も合わせ、税率の増減は決定されることとなります。当村では、今年度は税率を据置いた場合と比較し、一人あたりの税額が3%減少するよう設定しております。

近隣の状況につきましては、飯田市は引き下げ、下伊那北部でも松川町、高森町、豊丘村が引き下げ、大鹿村は据置となる見込みです。

喬木村の特徴ですが、同規模町村である豊丘村と比較しますと、喬木村は医療費水準が高いため、納付金額も豊丘村よりも多くなり、結果として、税額もそれぞれ高くなっています。

【参考】北部5町村の状況（H30 予定）

	喬木村	松川町	高森町	豊丘村	大鹿村
被保険者数	1,392 人	3,384 人	2,775 人	1,456 人	351 人
1人あたり徴収額 (医療分)	56,384 円	43,927 円	58,141 円	45,342 円	20,440 円
1人あたり徴収額 (支援分)	25,256 円	21,152 円	23,911 円	25,467 円	14,243 円
1人あたり徴収額 (介護分)	30,599 円	24,504 円	29,888 円	22,497 円	12,630 円
納付金額	146,4355 千円	352,514 千円	300,055 千円	127,917 千円	29,735 千円
基金残高	90,001 千円	125,000 千円	108,508 千円	110,946 千円 (繰越金)	114,034 千円

【福澤真理子議員】→保健福祉課長

・平等割が増えるが、所得の低い世帯の負担が増すことにならないか

【回答】

今回の税率改正では、税率を据置いた場合と比較し、3%保険税額を引き下げる  
こととなるため、全体で見ますと、一人あたりの保険税額は下がることとなります。

しかしながら、平等割額は3,000円増額したため、所得の低い世帯に関わらず、  
平等割分については、全世帯で負担は増えることとなります。ただし、資産割を廃  
止するため、資産を所有する世帯については、資産割の廃止分と平等割の増加分と  
が相殺されることになるため、負担が減る世帯の方が多くなるとおられます。

ご質問にあります所得の低い世帯（固定資産を持っていない世帯）については、  
ほかの世帯と同じく平等割分は負担が増えることとなりますが、実際は軽減対象に  
なると思われるため、最大で7割の軽減を適用した場合、年額で900円の負担増と  
なります。以下の資料を参照下さい

平成30年度国保税率について

1. 喬木村国保税率 改正案

◆平成29年度で半減とした資産割を廃止する（3方式へ移行）

◆税率を据置いた場合と比較し、一人あたりの保険税額を3%減

① 医療分

年度	所得割	資産割	均等割	平等割
29	6.52%	10.35%	22,000円	16,000円
30	<b>6.57%</b>	<b>0%</b>	22,000円	<b>19,000円</b>
増減	0.05%	▲10.35%	±0円	+3,000円

② 支援金分

年度	所得割	資産割	均等割	平等割
29	3.20%	6.35%	10,200円	7,100円
30	3.20%	<b>0%</b>	10,200円	7,100円
増減	±0%	▲6.35%	±0円	±0円

③ 介護分

年度	所得割	資産割	均等割	平等割
29	3.15%	7.50%	11,700円	5,700円
30	3.15%	<b>0%</b>	11,700円	5,700円
増減	±0%	▲7.50%	±0円	±0円

2. 税率改定の影響額について

①H29の税率水準を維持した場合（税率据置）

1世帯あたりの保険税額（年額）157,950円	1人あたりの保険税額（年額）93,840円
-------------------------	-----------------------

②H30税率改定後

1世帯あたりの保険税額（年額）153,229円	1人あたりの保険税額（年額）91,033円
据置との差（年額）▲4,721円 ▲3.0%	据置との差（年額）▲2,807円 ▲3.0%

■影響額の分布

	影響額（年額）	世帯全体額		1人あたり額	
		世帯数	%	世帯数	%
増額	30,000円～	0世帯	0%	0世帯	0%
	20,000円～30,000円未満	0世帯	0%	0世帯	0%
	10,000円～20,000円未満	0世帯	0%	0世帯	0%
	1円～10,000円未満	381世帯	46%	381世帯	46%
減額	0円～▲10,000円未満	286世帯	35%	355世帯	43%
	▲10,000円～▲20,000円未満	105世帯	13%	67世帯	8%
	▲20,000円～▲30,000円未満	37世帯	4%	15世帯	2%
	▲30,000円～	18世帯	2%	9世帯	1%
	計	827世帯	100%	827世帯	100%

**【賛成】**

**【後藤章人議員】**

- ・ 不要減が金銭の多少にかかわらずやたら目につきます。足りなければ、又、余れば補正で・・・という安易な考えはないと思うが…。

**【櫻井登議員】**

- ・ 本議案は、人事経費に係る増減が主であり「人的動態に伴う異動」を原因とするものと判断し「賛成」とする。

**【佐藤文彦議員】**

- ・ 補正額が 2,595 千円と低額。増減の主は職員の異動・昇給・昇格に伴うもの。

**【小池豊議員】**

- ・ なし

**【中森高茂議員】**

- ・ 職員の異動による人事経費の増減が主である。

**【束原靖雄議員】**

- ・ なし

**【下平貢議員】**

- ・ 大きくは、スポーツ振興くじ助成金の減額と、それに伴う財政調整基金の繰り入れによる補正と理解した。保守補完事業に関しては、今後も計画的に進められるよう願う。商工振興費の増額については、地域の活力の増大に一層寄与することを期待する。

**【反対】** なし

**【その他】**

**【屋神二三男議員】**

- ・ 予算決算常任委員会における説明を受けたのち、判断したい。

**【福澤真理子議員】**

- ・ 主に給与にかかる補正

【木下温司議員】

- ・4月の定期異動による、職員の人事経費の財源移動が主と思われるが、予算決算常任委員長の立場から賛否についてのコメントは差し控える。

【下岡幸文議員】

- ・なし

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

【下岡幸文議員】→企画財政課長

- ・スポーツ振興くじ助成金を減額補正し、財政調整基金を繰り入れる理由は。

【回答】

スポーツ振興くじ助成金は、運動公園グラウンドの整備、夜間照明のLED化、テニスコート夜間照明のLED化を目的に申請を行い、約4,570万円の助成金を見込んでいましたが、運動公園夜間照明のLED化のみが認められ1,600万円の内示を受けたことから、今回減額するものです。

財調整基金を繰り入れる理由は、1号補正の歳入歳出に不足が生じましたが、繰越金はまだ金額が固まっておらず、普通交付税の算定もこれからであることから、財源として見込むことが出来ず、最終的に財調整基金を繰り入れることで、歳入の不足を補うものです。

【下岡幸文議員】→教育委員会事務局長

- ・運動公園改修工事の概要と減額の理由は。

【回答】

平成30年度当初予算には、運動公園の大規模改修工事を計上しております。当初予算編成時は、①運動公園グラウンドの照明器具のLED化工事、②運動公園テニスコートの照明器具のLED化工事、③運動公園グラウンドの不陸補正の3つの工事を予定しておりました。

この事業の財源には、スポーツ振興くじ（toto）の助成金を充てるように計画しておりましたが、totoよりの補助金内示では、今回は①運動公園グラウンド照明器具のLED化工事のみが当たりましたので、今回の補正では、テニスコート照明器具更新の予算を減額しております。

【佐藤文彦議員】→産業振興課長

- ・款6項1目1 商工振興費の10,000千円（商工振興資金預託金）の目的。

【回答】

喬木村商工振興資金の増資（10,000千円）を行い、貸付限度額を50,000千円引き上げ1億5千万円とするもの【理由】昨年6月議会において、村の商工資金



融資制度の見直し改正（預託金の限度額を 3.5 倍→5 倍に変更し、13,000 千円の増資により貸付限度額を 1 億円）を行い、利用しやすい融資制度としていただきました。

30 年度当初予算編成時には、50,000 千円程の貸付枠がありましたが、年度末（2,3 月）にかけて貸付が集中してしまい、3 月末には限度額の 1 億円に達し、融資が行えない状態となっています。

現在、融資を待たれている事業者の方もいるとのことから、今回年度途中ですが 10,000 千円の預託金の増資補正をお願いするものです。

**【佐藤文彦議員】** →生活環境課長

・款 4 項 2 目 1 清掃総務費で職員を増やした理由。

**【回答】**

課長給与が H29 は建設課であったため建設で支払っていたが、H30 は生活環境課となったため、支払い区分が清掃総務費となったため

**【佐藤文彦議員】** →教育委員会事務局長

・款 9 項 4 目 1 中学校管理経費の渡り廊下改修工事の内容

**【回答】**

今回の工事の背景ですが、現在中学校 1 年生に股関節に障害を持った生徒がいます。今までも手術を繰り返し行ってきており、歩行が可能となっていますが、医師の指導もあり、将来を考え、今年の夏に再度手術をするようにご家族は考えております。手術後 2 ヶ月程度リハビリを行った後、中学校に復帰する予定ですが、車椅子生活になることが考えられます。

現在 1 年生ですので、校舎 1 階に教室がありますが、昇降口と理科室へ行く途中に、渡り廊下があり、今はスノコを用いて段差を解消しています。

ただ車椅子となると安定感が求められますので、昇降口から理科室に向かう渡り廊下を平らにする工事を行います。

ただしピロティーから中庭に向かうことも考えられるため、渡り廊下の左右にスロープも設置します。

**【福澤真理子議員】** →教育委員会事務局長

・保健体育費△13,284 の大幅減は

**【回答】**

運動公園の大規模改修として、当初予算では 67,749 千円を計上しております。この工事は、①運動公園グラウンドの照明器具の LED 化工事、②運動公園テニスコートの照明器具の LED 化工事、③運動公園グラウンドの不陸補正の 3 つです。

この事業の財源には、スポーツ振興くじ（toto）の助成金を充てるように計画しておりましたが、toto よりの補助金内示では、今回は①運動公園グラウンド照明器具の LED 化工事のみが当たりましたので、今回の補正では、テニスコート照明器具更新の予算（13,284 千円）を減額しております。

【福澤真理子議員】→総務課長

- ・多機能型施設駐車場設備設置工事の内容は

【回答】

本来の進入口以外から車が駐車場に進入しようとして車が身動きが取れなくなったという事案が先日発生したことを受け、安全管理の面からガードパイプを延長して設置するものです。

また、駐車場進入口に気づかず、縁石に乗り上げた事案が多数あったことから、建物側の縁石に存在を示すコーンを設置する内容の工事です。

議案第 34 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

【賛成】

【昼神二三男議員】

- ・なし

【福澤真理子議員】

- ・事業が具体化されていけば必要経費と思う

【後藤章人議員】

- ・なし

【櫻井登議員】

- ・歳入歳出 3 万円に反対する理由はない。用途も「地域支援事業費」であり、問題はないと判断し、本議案は「賛成」とする。

【佐藤文彦議員】

- ・補正額が 30 千円。内容も登録料である為。

【小池豊議員】

- ・なし

【中森高茂議員】

- ・生活支援事業に賛成の立場であり、それに関する補正のため。

【東原靖雄議員】

- ・軽微であり賛成します。

**【下平貢議員】**

- ・特筆すべき項目なし。

**【反対】** なし

**【その他】**

**【木下温司議員】**

- ・4月の定期異動による、職員の人事経費の財源移動が主と思われるが、予算決算常任委員長の立場から賛否についてのコメントは差し控える。

**【下岡幸文議員】**

- ・補正の歳入が生活支援事業登録料であり、歳出が生活支援体制整備事業の委託料で特に問題ない。

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

**【福澤真理子議員】** →保健福祉課長

- ・特定財源 その他 とは財源はどこからくるのか

**【回答】**

「特定財源のその他」は今回の補正にて介護保険特別会計歳入にて計上している「生活支援事業登録料」を財源としています。なお、「生活支援事業登録料」は生活支援事業に係る会員の登録料で、1,000円/件で年間30件程度を見込んでいます。

**【福澤真理子議員】** →保健福祉課長

- ・事業の進捗状況について教えてください

**【回答】**

29年8月より庁内、社協にて生活支援サービス検討会立ち上げについて検討を行い、村内に検討会の会員を公募したところ、21名のご応募があり、H29年10月「喬木村生活支援サービス検討会」として立ち上がりました。

この検討会は住民による生活支援サービスの立ち上げを目的としており、6回の会議を重ね、「喬木村における生活支援に関する提案書」としてまとめ、H29年2月に村長あてに提出を行いました。

その後、事務局等取り決める経過の中で、今年度は村が実施主体となり H30年6月より「喬木村生活支援事業 おたすけ隊たかぎレンジャー」として実施することになりました。周知は6月広報にて配布される予定です。

今回の補正は、加入する保険料支出の事務取扱について社協に委託することになったため、保険料相当分を計上しています。

生活の困りごと、ご相談ください

## おたすけ隊

# たかまじりごや

少し手助けしてほしい人、何かしたい人、  
たくさんの方のつながりを作るため、  
有償で生活の支援を行います

子育て支援  
グリーン☆



家事イエロー☆

調理・食卓の介助  
掃除・片付け・ゴミ捨て  
洗濯・布団干し

草刈りブルー☆

支障木の整理、草刈り  
※作業に関わる燃料費、  
処分等は別途



付き添いピンク☆

病院や買い物などの  
付き添いと送迎  
※送迎のみは行いません



見守り  
レッド☆



お問い合わせ

喬木村役場 保健福祉課  
TEL:33-1120

## ご利用の流れ

まずにご相談ください!  
生活支援コーディネーターが訪問してお話を伺います。



**利用できる方** 喬木村にお住まいの日常生活上の支援を必要とされる方(利用会員)

**支援できる方** 地域福祉やボランティア活動に関心のあるとともに、この事業に協力できる方(協力会員：生活支援サポーター)

**利用日** 年末年始を除く 午前 8:30 ~ 午後 6:00 ※要相談  
希望の1週間前までにご連絡ください。

**登録方法** 利用会員、協力会員とも登録料1,000円(年間)  
申込書、利用誓約書等をご提出いただきます。

**料金** 1時間700円を目安。別途交通費15円/km



### 連絡先

喬木村役場 保健福祉課 包括支援係  
担当:生活支援コーディネーター 北澤  
TEL:33-1120 FAX:33-3679  
mail: oi\_kitazowa@vill.takashi.nagano.jp



支援を利用する人も提供する人も、地域の「会員」さん! ご協力よろしくお願ひします。

**【賛成】**

**【屋神二三男議員】**

- ・なし

**【福澤真理子議員】**

- ・規定に基づき、給与が増えた。その分予備費が減ったという内容に理解した。

**【後藤章人議員】**

- ・なし

**【櫻井登議員】**

- ・当初予算に増減なしであり、反対の理由はない。本議案は「賛成」する。

**【佐藤文彦議員】**

- ・特筆すべきことは無い。

**【小池豊議員】**

- ・なし

**【中森高茂議員】**

- ・職員の異動による人事経費の増である。

**【東原靖雄議員】**

- ・財源確保され賛成します。

**【下平貢議員】**

- ・特筆すべき項目なし。

**【反対】** なし

**【その他】**

**【木下温司議員】**

- ・4月の定期移動による、職員の人事経費の財源移動が主と思われるが、予算決算常任委員長の立場から賛否についてのコメントは差し控える。

**【下岡幸文議員】**

- ・科目振替による人事異動に伴う給与などの一般管理費の補正で特に問題ない。

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

**【福澤真理子議員】 →生活環境課長**

- ・ 「19 負担金、補助及び交付金」とは何か。附表 1 給与明細書の総括の表には記載がないが。

**【回答】**

退職手当組合への負担金です。

**議案第 36 号** 平成 30 年度喬木村水道事業会計補正予算（第 1 号）

**【賛成】**

**【後藤章人議員】**

- ・ 議案には賛成です。将来、少子高齢化、人口減少が進めば個人の水道使用量が減り収入が減ります。同時に設備は劣化が進み維持の為の費用は増えます。このような状況が予想される中、今後の水道料金をどうするのかを含め、どのような運営を考えているか。

**【佐藤文彦議員】**

- ・ 特筆すべきことは無い。

**【小池豊議員】**

- ・ なし

**【中森高茂議員】**

- ・ 職員の異動による人事経費の増である。

**【東原靖雄議員】**

- ・ なし

**【下平貢議員】**

- ・ 特筆すべき項目なし。

**【反対】** なし

**【その他】**

**【屋神二三男議員】**

- ・ 企業会計については、十分理解できていないため、説明を受けたのち判断

**【福澤真理子議員】**

- ・ 人事異動による給与の増は理解
- ・ 研修費、研修旅費の額が多いが、内容はこういったものか。当初の予算立てはできなかったのか。

**【櫻井登議員】**

- ・ 水道事業の収益的支出（人件費・研修費・研修旅費等）適正な支出であれば良い。表決の際は、総合的に判断し意思を表明する。したがって、現時点では「その他」とする。

**【木下温司議員】**

- ・ 4月の定期異動による、職員の人事経費の財源移動が主と思われるが、予算決算常任委員長の立場から賛否についてのコメントは差し控える。

**【下岡幸文議員】**

- ・ 人事異動に伴う人件費の補正は問題ない。

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

**【佐藤文彦議員】 【下岡議員】 →生活環境課長**

- ・ 研修費（250千円）と研修旅費（223千円）の内容は。

**【回答】**

水道担当者が異動で新しくなったため、水道技術管理者の資格取得を目的に東京約1ヶ月、現地研修で約1ヶ月の研修費及び旅費



## 2. 総務産業建設常任委員会付託審査（6月12日開催）

**議案第 32 号** 喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

### 【賛成】

#### 【屋神二三男議員】

- ・長寿命化計画に基づく更新工事であり、完成期限も適当と認める。

#### 【後藤章人議員】

- ・協定書に盛り込まれるものではないと思うが、できうる限り地元業者の利用を考えていただきたい。

#### 【佐藤文彦議員】

- ・施設の長寿命化の為に必要な工事であること。

#### 【木下温司議員】

- ・当初から、センターの設計・建設に携わっており、施設を熟知しているものと思われる。今回の長寿命化工事についても、工事委託先として適切と考える。

#### 【小池豊議員】

- ・なし

#### 【中森高茂議員】

- ・上記建設工事協定書締結内容を読み不備が見当たらない

#### 【束原靖雄議員】

- ・随意契約であり賛成します

#### 【後藤澄壽議員】

- ・理由が妥当である。妥当な契約内容である。

### 【反対】 なし

### 【その他】

#### 【福澤真理子議員】

- ・長寿命化計画に基づく水の適切な処理に支障をきたさないための必要な工事であれば進めることは必要

- ・業者の選定について提案理由に納得できる

#### 【櫻井登議員】

- ・本議案は随意契約であるが、相手方から見積書を取り、価格が適正であるか否か検討の必要があると考えるが、その経緯、または交渉経緯があるのか、その上での契約なのか。それぞれ「それらの明示とその説明」を求める。したがって、現時点では「その他」とし、表決の時点に表明する。

#### 【下平貢議員】

- ・付託議案につき委員長の立場から賛否については控える。
- ・昨年浄化センター視察の際にも説明を受けた。経時的な修繕と捉えている。
- ・随意契約については理解するが、工事金額、内容等、都度精査願いたい。
- ・「町村議会のあり方に関する研究会」の報告書によると、多数参画型議会の場合、今回の様な契約議案の議決の権限が除外されるとある。そうした観点からも本議題の様な審議の重要性についても今後の論議としたいところである。

#### 【下岡幸文議員】

- ・専門的で特異的な工事ではあるが、①多額な随意契約となること、②消費税込みで7,000万円丁度の金額となる点、③工事が二か年に及ぶ点など、住民が納得する説明が必要。

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

#### 【福澤真理子議員】→生活環境課長

- ・工事委託費は適切か 専門的な内容で理解難儀

#### 【回答】

国の設計基準及び建設歩掛に基づいて積算されており、また、国庫補助を活用した事業のため、完了後は会計検査院の検査対象なりうる案件ですので、適切であると考えております。

### 3. 社会文教常任委員会付託審査（6月13日開催）

#### **請願第3号** 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

##### **【採 択】**

##### **【後藤章人議員】**

- ・なし

##### **【櫻井登議員】**

- ・子供たちと向き合える教育現場とは、少人数学級が不可欠。これは、国の責任において実現されるべきである。また、複式学級解消のためにも必要と考える。本請願は「採択」が相応しく「採択」に賛成する。

##### **【佐藤文彦議員】**

- ・長野県では全ての小中学校が35人以下学級となっている（他都道府県では全学級で実施されている所は無い）。
- ・国の義務教育標準法では40人以下学級となっているため、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員で補ったりしている（県費）。
- ・地方自治体の財政的な負担が大きく、各自治体での35人以下学級への対応が進まない理由にもなっていると思う。
- ・先生方の授業以外の業務が増えるなか、児童1人1人と向き合える学級定員にすべき。

##### **【木下温司議員】**

- ・少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなど、複式学級の解消に努めているが、地方自治体の財政負担は大きく、児童生徒数の少ない市町村においても教育の充実を実現するため、教員定数の改善計画並びにそのための予算の増額について、国へ求めていくことに賛同する。

##### **【小池豊議員】**

- ・なし

##### **【束原靖雄議員】**

- ・子供の少子化進み行き届いた教育するため予算の増額に採択します

##### **【後藤澄壽議員】**

- ・当然の要求である。欧米では30年以上前から、25人学級が常識になっている。

### 【下平貢議員】

- ・様々な教育課題への対応や行き届いた教育の継続はいわば恒久的なものとして捉えている。よって、請願の趣旨、理由について賛同する。

### 【下岡幸文議員】

- ・新学習指導要領の中で、道徳の教科化、外国語の小学校3年生からの教科化等が謳われ、又要支援生徒の増加などにより、学校現場では教科・生徒指導・校務事務と業務が多様化している。国が推進している働き方改革に沿えば、35人以下学級と専科教員配置は急務であり、そのためには教育予算の充実が不可欠と考えている。

### 【一部採択】

#### 【福澤真理子議員】

- ・[いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題の対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせない]という意見はその通りと思う。財政事情をいい、進んでいない状況であるが、将来を担う子どもたちの学びの環境を整えることは国の責任で進めるべきことと思う。
- ・文章中、複式学級のことにも触れられている。少人数の問題もあるが、別建てで請願が出ているので、この部分はどうか。

### 【不採択】 なし

### 【継続審査】

#### 【屋神二三男議員】

- ・クラスを少人数化するばかりでなく、副担任教師の配置など、教師の増員での対応は考えられないか。

### 【その他】

#### 【中森高茂議員】

- ・社会文教常任委員長としてこの請願の採決を取る立場のため。

## 請願第4号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書

### 【採 択】

#### 【福澤真理子議員】

- ・少子化の進行、特に過疎化が進む地域において、複式学級しか選択肢がない場合もあると思われる。いかなる環境にあっても、等しく教育を受ける権利がある。



### 【下平貢議員】

- ・ 教員一人一人の抱える課題が多岐に亘り、負担増となっている。教職員がゆとりをもって子供たちと接することが出来る環境づくりは大切だと考える。よって、請願の趣旨、理由について賛同する。

### 【下岡幸文議員】

- ・ 請願3号と4号は子供たちの学びの質を向上させるための方策の意見書であり、教育予算の強化が基本にあると思われる。又、新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」による学習過程の改善と新しい時代に必要となる資質・能力の習得を目標としていることから教育予算の増額を基本に請願3号と4号をまとめ1つの意見書として国へ提出することも検討したらどうか。

### 【不採択】 なし

### 【継続審査】

#### 【昼神二三男議員】

- ・ 編成基準の具体的な改善内容が不明

### 【その他】

#### 【中森高茂議員】

- ・ 社会文教常任委員長としてこの請願の採決を取る立場のため。

## 請願第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書

### 【採 択】

#### 【福澤真理子議員】

- ・ 義務教育は無償とする。とう憲法の条文がある。「教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行の制度は重要な根幹をなしている。国が財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態がうまれかねない」という指摘はその通りと思う。

#### 【後藤章人議員】

- ・ なし

#### 【櫻井登議員】

- ・ 地方自治体の財政状況が圧迫している中において、これを原因とする「教育格差が広がる」ことを先ず「懸念」する。

- ・自治体の財政力に左右されずに「等しく教育を受けられる」には「義務教育費の国庫負担制度の拡充」が絶対的に必要だと考える。したがって、本請願は「採択」に賛成する。

#### 【佐藤文彦議員】

- ・負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方交付税のかたちで配分されているが、一般財源は各自治体で自由に使える。それぞれの自治体の財政状況により必ずしも教育に使われるとは限らない。
- ・喬木村においては、ICT教育の実践など、財政力ではなく村の教育への強い思いが全国トップレベルの教育を提供出来る環境を整えていると感じる。
- ・一方で国が義務教育への財政的な責任を果たさなければ、都道府県・市町村の財政力によって教育条件に格差が生じることが懸念される。
- ・教育水準の維持向上の観点から義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充は必要と考える。

#### 【木下温司議員】

- ・昨年も意見書を提出しているが、義務教育費国庫負担制度も、国の制度改革によって費用の負担割合が引き下げられ、地方財政を圧迫している、教育の地方格差の拡大を防ぐためにも、負担率をもとの2分の1に復元することを要望する。

#### 【小池豊議員】

- ・なし

#### 【東原靖雄議員】

- ・国庫負担率2/1に戻すことに採択します

#### 【後藤澄壽議員】

- ・子どもの住む場所によって格差があるのは不公正である。国庫負担を拡充し、日本のどこに住んでいても同じ条件の教育を受けられるべきだから。

#### 【下平貢議員】

- ・子供たちに等しく教育を受けられる環境の維持向上は、国造り、地域作りにおいて必要不可欠のことである。今後も、必要な予算の確保はもちろん、教育課題への一層の注力に期待する。よって請願の事項、理由について賛同します。

#### 【下岡幸文議員】

- ・教育行政を取り巻く課題も将来の教育課題も原因や解決策を模索していくと教育予算の問題に到達する。特に近年は地方財政の格差が顕著化していると感じてい

る。今のままでは自治体により教育条件に格差が生まれ、教育の質を移住先選定の目玉としたり、自治体間の競争になったりすればますます自治体財政を圧迫する。教育の機会均等を考えれば、義務教育費の国庫負担は地方交付税とは別枠で交付するとともに、負担割合も引き上げが必要と思う。

**【不採択】** なし

### **【継続審査】**

#### **【昼神二三男議員】**

- ・ 制度全廃は乱暴な推測である。
- ・ 国の負担割合 3分の1 を 2分の1 に復元する意見書の検討ならば可

### **【その他】**

#### **【中森高茂議員】**

- ・ 社会文教常任委員長としてこの請願の採決を取る立場のため。

**請願第 6 号** 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

### **【採 択】**

#### **【福澤真理子議員】**

- ・ 長野県のへき地手当は国基準の 3分の1 程度。鳥取県と並んで全国最低レベル。隣接県の臨時的任用職員にも敬遠される実態。年間 20 万円を超える差が生じていると聞いた。子育て世代や家族介護をしている世代が赴任しにくく年齢構成に極端なアンバランスも生じているそうです。全国的にもほとんどない水準となっているようです。

#### **【佐藤文彦議員】**

- ・ 長野県内には小中合わせ 138 校。飯伊地区には 26 校。
- ・ 長野県では 2006 年度からへき地手当が 1%に減額された。
- ・ へき地等級が 1 級から 5 級まであり、長野県では級毎にへき地手当率がある。
- ・ 現在は 1 級が 3%、2 級が 4%、3 級が 5%・・・。近隣都県では文部科学省令に定める 8%が支給されている。
- ・ へき地手当の大幅な減額により様々な問題点が指摘されている(請願理由に記載)。
- ・ へき地校においても、教育の機会均等と教育水準の向上を図る為にも、2005 年度以前の定率にもどすべきと考える。



### 【木下温司議員】

- ・ 昨年も意見書を提出しているが、へき地教育の教育水準の均等化を図るため、へき地手当等支給率の向上と、近隣県並みの水準に戻すことを要望する。

### 【束原靖雄議員】

- ・ 長野県はへき地が多い喬木村多く支給率に戻すことに採択します

### 【後藤澄壽議員】

- ・ 「教育県」であるなら、せめて近県なみにもどすべき

### 【下平貢議員】

- ・ 地方の小規模校であっても、等しく教育を受けられることは当たり前のこと。当村における、第一、第二の比較というレベルでなく、一つの自治体の教育のあり方として、教育の機会均等と教育水準の向上を求めていくことは重要なことと考える。よって、請願の事項、理由について賛同します。

### 【下岡幸文議員】

- ・ 長野県にはへき地手当支給地域は非常に多いのかと思うが、近隣県並みの水準に戻すことは必要と思う。へき地における児童生徒の教育の機会均等、郷土を理解し愛着を育てる教育のための教職員の人材育成と確保が必要と思う。

### 【不採択】

#### 【後藤章人議員】

- ・ 昭和 29 年と平成 30 年を同じ尺で見ていることに疑問を感じる。道路の環境は著しく良くなり、各自が車を所有し、ネットで買い物ができる世の中「僻地」という概念が私には理解できない。本件の場合どの地域を指しているのか。具体的な事例が全く分からず説得力に欠ける文章でありこのまま採択するには疑問を感じる。

### 【継続審査】

#### 【櫻井登議員】

- ・ へき地手当の原資は、基準に基づいて「国から県に」交付されておりながら、大幅な減額をされているようであるが、しかも、省令基準の3分の1程度とは「交付金の流用」があるのか（？） その不明部分はどうなっているのか、解明しなければならぬこと。まさか「不当利得」などないとは思いますが「不条理は正すべきこと」である。そのような観点から、本請願は「継続審査」を選択せざるを得ない。交付金の歳入歳出のフローを明らかにすべきではないのか気掛かりである。

**【小池豊議員】**

- ・なし

**【屋神二三男議員】**

- ・文科省令で定める基準との関連性が不鮮明である。

**【その他】**

**【中森高茂議員】**

- ・社会文教常任委員長としてこの請願の採決を取る立場のため。

事前に情報共有する簡易な質問については以下の質問がありました。

**【小池豊議員】 → 請願者**

- ・へき地とはどの町村にあたるのか（へき地でなくとも単身赴任はあるが）

**【回答】**

へき地学校は、「へき地教育振興法」等に基づき、「へき地」の度合いの高い順に、へき地学校（1～5級）、へき地学校に準ずる学校、特別の地域に所在する学校というように、学校ごとに区分されます。近辺では、飯田市立上村小学校が2級、大鹿村立大鹿小学校が1級、飯田市立竜東中学校がへき地に準ずる学校に指定されています。